

# 『篆隸萬象名義』に見える「齋」字の篆体について

——『説文解字』旧本管窺——

福田哲之

## 序言

『篆隸萬象名義』<sup>〔註〕</sup>は弘法大師空海の撰述書とされ、本邦で制作された現存最古の字書として重要な意義を有している。京都梅尾の高山寺に所蔵される古写本（高山寺本）には、永久二年（一一一四）六月に敦文王の本をもって書写した旨の奥書<sup>〔註〕</sup>があり、現在確認されている他の諸本がすべて高山寺本を祖本とすることから、現存する唯一の伝本と見なされる。

本書は部首分類体の漢字字書であり、篆書と隸（楷）書を見出し字として掲げ、その下に双行で反切・釈義などを付す形式をもち、書名も篆隸（楷）二体の併出に由来する。ただし高山寺本における篆書の併出は、一万六千余におよぶ隸（楷）書の掲出字のうちの一〇一二字、

約六%にとどまる。つとに知られるように、本書は梁の顧野王が撰述した原本系『玉篇』に依拠して作成されたものであるが、『玉篇』の掲出字は楷書のみであることから、篆書は別途、何らかの資料にもとづき加えられたものと考えられる。

この点について神田喜一郎氏<sup>〔註〕</sup>は、『篆隸萬象名義』の篆体が唐の李陽冰の玉箸体とは異なる懸針体に由来し、李陽冰以前の『説文解字』以下『説文』と略記）旧本の形態を伝える口部断簡、唐写本木部残巻がいずれも懸針体であることから、『篆隸萬象名義』の撰述に際して、当時通行していた懸針体の『説文』が参考にされた可能性が高いことを指摘し、現行の大徐本・小徐本（以下二徐本と略記）以前の『説文』篆体の面目をうかがう上で、本書の篆体は文字学上きわめて貴重な資料であるこ

とを明らかにされた。

筆者は先にこの神田氏の見解を踏まえて、高山寺本の篆体と『説文』との全面的な比較分析を試み、『篆隸萬象名義』と李陽冰以前の『説文』旧本との間に、筆法面のみならず形体面においても緊密な共通性が認められることを指摘し、『篆隸萬象名義』の篆体が『説文』旧本に由来することを立証した。本稿では前稿の検討結果にもとづき、高山寺本に見える「齋」字の篆体を中心に検討を加え、『説文』旧本の実態について考察を進めてみたい。

### 一 「齋」字の篆体の特異性

まずはじめに高山寺本の「齋」条（第一帖・十七丁表）の図版および字解部分の翻字・訓読を掲げる「**図1**」。注目されるのは冒頭の篆体が、「齋」字内部の「示」の上にさらに二本の横画を加えた、他に例を見ない特異な形体をもつ点である。比較のために二徐本の「齋」字の篆体を併せて掲げておく「**図2**」。

このような特異な形体が生じた原因として留意すべきは、高山寺本の篆体には、訛体と見なされる例が散見され、篆書に不慣れた書写者の手になると思われる痕跡が認められる点である。ただし、そのすべてを高山寺本の書写者に帰するのは恐らく妥当ではなく、すでにそれ以前の祖本の段階で生じた訛誤も含まれていると推測され

〔図1〕高山寺本「齋」条



齋 側階反。洗心曰齋。防患曰戒。敬也。庄。>  
齋 側階の反。洗心を齋と曰い、防患を戒と曰う。敬なり。庄なり)

齋 側階反。洗心曰齋。防患曰戒。敬也。庄。>  
(齋 側階の反。洗心を齋と曰い、防患を戒と曰う。敬なり。庄なり)

〔図2〕二徐本「齋」字篆体



小徐本



大徐本

る。いずれにしても、こうした状況を踏まえれば「齋」字についても、まず第一に訛体の可能性を考慮する必要がある。

しかしここで疑問とすべきは、高山寺本に見える訛体の大部分は篆書と楷書との間の形体上の差異に起因すると見なし得るものであり、古体字である篆書の形体に不慣れた書写者によつて、それらの錯誤が生じることがきわめて自然な現象として理解されるのに対し、「齋」字の場合は、内部を「示」に作る二徐本の方が楷書に近く、仮に『篆隸萬象名義』原本が二徐本と同様の篆体であったとすれば、なぜわざわざ「示」の上に二本の横画を衍加して楷書と懸隔のある特異な形体に作る必要がある

ったのかについて、合理的な説明が困難となる点である。

しかも、教文王なる高位の人物が所持した学術性のきわめて高い漢字字書を書写するからには、書写者が一定以上の学力を備えていたであろうことは想像に難くない、築島裕氏が「全巻を通して書風は懇切であり、第一帖から第六帖に及ぶまで、大部の書にも拘らず、同様の筆致が持続されている」と述べるごとく、高山寺本は決して草卒に書写されたものではなく、篆書についても慣れなまに忠実に書写せんとした態度をうかがうことができる。

こうした状況を踏まえれば、高山寺本の「齋」字を転写の際に生じた単なる訛体と見なすことは困難であり、その背後にはかかる特異性をもたらす何らかの必然的な要因が隠されているとみななければならぬ。以下ではこのような予測のもとに、「齋」字の特異性の要因をさぐってみたい。

## 二 大徐本と小徐本との異同

前稿で指摘したごとく『篆隸万象名義』の篆体は、李陽冰以前の『説文』旧本との間に緊密な共通性を示す。したがって「齋」字の篆体についても、『説文』との関連に注目する必要がある。そこでまず現行の二徐本の本文（一上、示部「齋」）を見てみよう。

齋、戒潔也。从示齊省聲。（大徐本）  
齋、戒潔也。従示齊聲。（小徐本）

二徐本の説解で注目されるのは、両者の間に本文の異同（傍線部）が認められる点である。この点に関する諸家の見解をみると、以下のごとく大徐本の「省聲」を是とするものと小徐本の「聲」を是とするものとに両分される。

（一）大徐本「省聲」を是とする見解

○段玉裁『説文解字注』（「从示齊省聲」注）

謂減齊之二畫、使其字不餘重也。凡字有不知省聲、則昧其形聲者。如融蠅之類是。

（齊の二画を減じ、其の字をして餘重ならざら使むるを謂うなり。凡そ字に「省聲」を知らざれば、則ち其の形声に味き者有り。「融」「蠅」の類の如きは是れなり）

○鈕樹玉『説文解字校録』（「从示齊省聲」注）

繫傳・韻會無省字、非。

（『繫伝』『韻会』の「省」字無きは、非なり）

○田潜（吳炤）『説文二徐箋異』

大徐本作从示齊省聲。小徐本作从示齊聲、無省字。

炤按𠂔如此作𠂔下固有二畫。𠂔从示直从齊聲、中不復疊二畫乎。則大徐省字稿屬舊本。韻會九佳當是引小徐本故亦無省字。說文校議據以為說誤、又曰韻會引𠂔聲下有𠂔古齊字也。許亡亦不足據。

(大徐本は「从示齊省聲」に作る。小徐本は「从示齊聲」に作りて、「省」字無し。炤按ずるに「𠂔」は此の如く「𠂔」の下固より二画有るに作る。

「𠂔」の「示」に従い直ちに「齊聲」に従わば、中に復た二画を疊ねざらんか。則ち大徐の「省」字は稿として旧本に属せり。『韻會』九佳は当に是れ小徐本を引くが故に亦「省」字無し。『說文校議』掘りて以て說誤を為し、又曰く『韻會』引は「𠂔聲」の下「𠂔古齊字也」有り」と。許亡く亦た抛るに足らず)

(二) 小徐本「聲」を是とする見解

○姚文田・嚴可均『說文校議』

小徐・韻會九佳引無省字。韻會引𠂔聲下有𠂔古齊字也。按許書重文遺字、往往附見于說解中。(中略)若此之類既附見說解中、皆不出篆。非有遺脫。校者不達許意、輒刪節之。(下略)

(小徐・『韻會』九佳引は「省」字無し。『韻會』引は「𠂔聲」の下「𠂔古齊字也」有り。按ずるに許書の重文遺字、往往にして說解中に附見す。(中略)此の若きの類既に說解中に附見すれば、皆な篆

を出さず。遺脱有るに非ず。校者許の意に達せず、輒ち之を刪節す。(下略)

○王筠『說文積例』

韻會九佳引作𠂔聲、又云、𠂔古齊字。案三體石經作𠂔。特說文未収耳。小徐作齊聲、無省字。疑韻會是。

『韻會』九佳引は「𠂔聲」に作り、又た云く、「𠂔古齊字」と。案ずるに三體石經は「𠂔」に作る。特だ『說文』は未だ収めざるのみ。小徐は「齊聲」に作り、「省」字無し。疑うらくは『韻會』是ならん)

○鄭知同『說文商義』

謹按韻會齊聲當作𠂔聲。所引乃小徐原本、唯从𠂔聲𠂔爲古文齊故不言省。大徐無古𠂔之注作齊省聲、未充。今繫傳本反刪改從大徐、而不加省字、即齊聲與篆不應。古文𠂔、魏三體石經有之、說文無。此古文者凡古文別體、往往止見之偏旁說解而不正出。小徐知此例、大徐忽之故刪此注。

(謹んで按ずるに『韻會』の「齊聲」は当に「𠂔聲」に作るべし。引く所は乃ち小徐原本、唯だ「𠂔聲」に従い「𠂔」を「古文齊」と為すが故に「省」を言わず。大徐「古𠂔」の注無く「齊省聲」に作るは、未だ充たず。今の繫伝本は反つて

刪改して大徐に従い、而して「省」字を加えざれば、即ち「齊聲」は篆と応ぜず。古文「𠄎」は魏の三体石経に之れ有りて、『説文』に無し。此の古文なる者は凡そ古文の別体にして、往往にして之を偏旁説解に見るに止まりて正に出さず。小徐は此の例を知るも、大徐は之を忽せにするが故に此の注を刪れり。

大徐本を是とする論拠は、大徐本の「示齊省聲」は篆書の形体と整合するのに対し、小徐本の「從示齊聲」では齟齬を生じるといふ点にある。段注の「𠄎の二画を減じ、其の字をして𠄎重ならざら使むるを謂うなり」とは、大徐本の「齊省聲」を説明したものであるが、仮に小徐本のごとく「省」がなければ、「示」の上に二画の重複が生じることとなる。

一方、小徐本を是とする論拠は、元の黄公紹が編輯し熊忠が改編した『古今韻会举要』(以下『韻会』と略記)九佳所引の『説文』を踏まえて、現行本の「齊聲」は小徐原本では古文の「齊」にもとづく「𠄎聲」に作り、形体上の齟齬は生じないとするものであり、そこには『韻会』所引本は宋の張次立の手が加わる以前の小徐原本にもとづく、大徐本に比してよく許慎の旧を伝えるとの、段玉裁以来の前提がある。

### 三 『韻会』所引本文の検討

小徐本を是とする論拠について留意すべきは、以下に示すごとく、現行本『韻会』卷四、九佳「齋」所引の『説文』本文は「齊聲」(傍線部)に作り、前章に掲げた『説文校議』や『説文积例』が『韻会』本を引いて「𠄎聲」に作るのは、「齊聲」の直後に接続する「𠄎古齊字也」(波線部)との対応を踏まえた校定の結果と見なされる点である。

説文、戒潔也。本作𠄎、從示齊聲。𠄎、古齊字也。

示齊爲齋。示明也、祇也。齊者萬物之潔齊也。

(以下略)

したがって、「𠄎聲」の校定が成立するためには、現行の二徐本に見えない「𠄎古齊字也」が『説文』の佚文であることが前提となる。ここで疑問とすべきは、この部分が『説文』通例の「古文」という表記ではなく「古」という略称を用いている点である。些細な相違ながら、かかる現象は『韻会』の「𠄎古齊字也」が、『説文』の佚文ではなく黄公紹・熊忠による注記ではないかとの疑念を生じせしめる。

そこで想起されるのが、『韻会』所引の『説文』について詳細な検討を加えた中前千里氏の見解である。中前氏は、『韻会』には宋の丁度等が編纂した『集韻』の義



玉裁が、「齋」注においては大徐本と小徐本および『韻会』本との異同に全く言及しなかったのも、『韻会』の「𠄎古齊字也」は『説文』佚文ではなく、小徐本・『韻会』本では篆体との間に形体上の齟齬を生ずるため、大徐本に従うのが自明であるとの認識に立つものであったと理解されよう。

ただし、大徐本を是とする見解は、あくまでも篆体との整合性に依拠したものであつて、小徐本は大徐本に比して唐写本木部残卷や口部断簡さらに原本系『玉篇』などと合致する点が多く、しかも唐写本木部残卷にも脱誤が散見され、古鈔本が必ずしも精良な本文であるとは限らないとの現在の知見を踏まえれば、小徐本の「齊聲」が実は『説文』旧本の本文であり、大徐本の「齊省聲」は李陽冰あるいは徐鉉等によって篆体と整合すべく校定された本文である可能性も、なお考慮しておく必要がある。

いずれにしてもこれまでの検討によつて、小徐本の「齊聲」は特定の伝本に生じた誤写ではなく、小徐本系統の共通異文として位置づけられるものであり、徐鍇が依拠した祖本に溯る可能性が高いことが明らかとなる。そして、このような『説文』本文の実態を踏まえれば、『篆隸萬象名義』に見える「齋」字の篆体と小徐本の説解「従示齊聲」との間に脈絡を想定することは、決して牽強付会とは言えず、「従示齊聲」の説解を許慎の本意とする思考のもとに、かかる特異な形体が生み出された

との推測も十分に成り立つのではないだろうか。次章ではこのような意図から、『説文』旧本との関連を中心に『篆隸萬象名義』の篆体の性格についてあらためて考察を加えてみよう。

#### 四 『篆隸萬象名義』の篆体の性格

『篆隸萬象名義』の篆体は二徐本と異なり、口部断簡との間に顕著な共通性を示す。<sup>111</sup>ここではその中から「衣」を構成要素にもつ「啐」字および「哀」字と、「言」を構成要素にもつ「言」字を取り上げてみたい。<sup>112</sup>まず『篆隸萬象名義』・口部断簡・小徐本・大徐本の篆体をそれぞれ一覧表にまとめて掲げる「表1」。

「表1」①「衣」を構成要素にもつ文字

哀	啐	名義
		口部
		小徐本
		大徐本



によるべきものはこれに従い、篇部を検討して李陽冰の擅改を正し「説文本体」への復帰をはかった。

③徐鍇が書写した字体で「言」のように「小篆」と異ならないものは「小篆」に依拠したものであり、李陽冰の説で『説文』と乖異するものについては「祛妄篇」に入れた。

すなわち、冒頭に列挙された八字は、大字が『説文』日本の「説文字体」、その右下に付された小字が秦の「小篆」を示しており、「表1」にまとめた「衣」「言」の比較から、二徐本が「小篆」に従うのに対し、『篆隸萬象名義』および口部断簡は「説文字体」に合致しており、両者は李陽冰以前の『説文』日本の篆体の系統に属することが明らかとなる。

「疑義篇」の記述でさらに注目すべきは、『説文』本来の「説文字体」と秦刻石に用いられた秦の「小篆」との相違をどのように処理するかが、『説文』校定における重要な問題となっていた点である。こうした状況に対して、秦刻石により『説文』に全面的な改定を加えたのが李陽冰『刊定説文』であり、李陽冰の擅断を批判し『説文』本体への復帰を企図したのが、二徐の『説文』校定であったと見なすことができる。

それでは徐鍇のいう「説文字体」とは、いかなる性格をもった字体なのであろうか。この問題を考察するために、以下では「衣」の篆体に注目してみたい。まず「疑

〔表2〕「衣」の篆体

「説文字体」	名義	口部
		

「小篆」	小徐本	大徐本
		

義篇」所載の「説文字体」およびその系統に属する『篆隸萬象名義』・口部断簡と、「疑義篇」所載の「小篆」およびその系統に属する小徐本・大徐本とをそれぞれ一覽表にまとめ、対照して掲げる『篆隸萬象名義』・口部断簡は「衣」を構成要素にもつ文字から帰納した「表2」。

上述のごとく、『篆隸萬象名義』および口部断簡は「説文字体」と合致するのに対し、二徐本は小篆と合致しており、「衣」は徐鍇が「臣の書する所の字体の小篆と異ならざる者は或いは小篆に依る」と述べた例に該当することが知られる。徐鍇は「疑義篇」のなかで、「説

文字体」における点画の多少はすべて程式を踏まえるのに対し、「小篆」は筆にしたがって恣意的に増減させたものであるとし、「衣」は本来「二人を覆う」という意味であり、「小篆」の形体とは小異があると説明している。「二人を覆う」とは、『説文』八上、衣部「衣」の説解「衣、依也。上曰衣、下曰常。象覆二人之形（傍線部）」を指し、徐鍇は『説文』旧本に見える、横に並んだ二つの「人」を上から覆う形が許慎本来の「説文字体」であると理解していたことが知られる。

それにもかかわらず、徐鍇がなぜ「説文字体」ではなく、李陽冰が改定した「小篆」によったのかについては具体的な言及は見えないが、恐らく「小篆」の「衣」に従った場合でも説解との間に大きな齟齬は生じないため、説解と秦刻石との両者を満足させる「小篆」を優先させたのではないかと思われる。そして同じ状況は「言」についても当てはまるであろう。この推測に誤りがなければ、徐鍇は李陽冰が試みた『説文』改定を必ずしも全面的に否定したわけではなく、説解との間に齟齬が生じなければ、むしろ秦刻石の「小篆」に従わんとする意図を有していたと見ることが出来る。

実際、二つの「人」を横に並べた「説文字体」のごとき「衣」の形体は、一次資料には見いだされず、秦刻石による李陽冰の改定は、現在の知見からしても一定の妥当性をもつと言ってよい。はたして徐鍇が述べる「ごく『説文字体』が『説文』原本の篆体を伝えるものであつ

たか否かは明らかにし得ないが、少なくとも「小篆」とは異なる「説文字体」出現の契機が、説解そのものに内在されていたことは注目に値するであろう。

このような状況を踏まえれば、本来、字形に基づくはずの説解が逆に字形に影響を与え、ついには現実には存在しない「齋」字のごとき特異な篆体を生じせしめた、との推測もあながち無稽な臆説とは言えないのではないだろうか。墓誌蓋や敦煌本篆書千字文などの唐代篆書の遺例からうかがわれる当時の古文字に対する理解度の低さも、「説文字体」の混乱に拍車をかけたであろうことは想像に難くない。

## 結 語

本稿の検討によれば、『篆隸萬象名義』に見える特異な「齋」字の篆体は、転写の際に生じた単なる訛体ではなく、李陽冰以前の『説文』旧本に存在した「説文字体」の一つであったと考えられる。そしてこの特異な「説文字体」は、李陽冰以前における『説文』旧本の混乱が、今日の我々が想像する以上に顕著なものであったことを示唆する。

宋の李燾『説文解字五音韻譜』序は、李陽冰の『刊定説文』について以下のごとく述べている。

大曆間、李陽冰獨以篆學得名、時稱中興。更刊定説

文、仍祖叔重。然頗出私意、詆訶許氏、學者恨之。  
南唐二徐兄弟、實相與反正由舊。

(大曆の間、李陽冰、独り篆字を以て名を得、時に中興と称す。更に『説文』を刊定し、仍て叔重を祖とす。然れども頗る私意を出し、許氏を詆訶すれば、學者之を恨む。南唐の二徐兄弟、實に相い互に正に反り旧に由る。)

李燾の言は、諸家の見解を代表するものであり、李陽冰に対する従来の評価は、二徐との対置から必ずしも高くない。しかし混乱を極めた『説文』旧本の是正という点で、秦刻石により「説文字体」に全面的な改定を加えた李氏の『刊定説文』は、当時において画期的な意義をもち、二徐の校定にも『刊定説文』の批判的継承という側面があることを、見逃してはならないであろう。

このように『説文』旧本の考究は、説文学史における李陽冰『刊定説文』の再評価という問題とも連動するが、これについては稿をあらためて論ずる必要がある。

## 注

- (1) 本稿における『篆隸萬象名義』の検討は、『篆隸萬象名義(上)・(下)』(台聯国風出版社、一九七五年)および『高山寺古辞書資料第一(高山寺資料叢書第六冊)』(東京大学出版会、一九七七年)による。

- (2) 奥書の本文は以下のとおり。「永久二年六月以敦文王之本書

寫之了」(永久二年六月、敦文王の本を以て之を書寫し了んぬ)。なお敦文王なる人物については従来未詳とされてきたが、築島裕氏によつて、白川院の皇子に敦文親王があることが指摘された(高山寺蔵本「篆隸萬象名義」二「弘法大師空海全集 第七卷」筑摩書房、一九八四年、五七一頁)。ただし、築島氏は「敦文親王は」(承保元年(一〇七四)十二月廿六日の生誕であつて、翌二年正月十九日に親王となつてゐるが、承暦元年(一〇七七)九月六日に薨じてをり、享年僅か四歳であるから、その本といふのは考へにくいことである」と述べ、みずからその可能性を否定している。しかし、人名・王号および時代の諸点にわたる合致を偶然とは見なしがたく、幼少の親王に将来の教学のために『篆隸萬象名義』が呈上され、薨去後も「敦文王之本」として伝承されたとの解釈も成立する余地が残されているのではないだろうか。

- (3) 「篆隸萬象名義解題」増補三版弘法大師全集6(一九六五年)、『神田喜一郎全集』第三卷「旧鈔本叢説」三六三―三七二頁(同朋舎出版、一九八四年)再収

- (4) 拙稿「『篆隸萬象名義』の篆体について―『説文解字』との比較を中心に―」(『書字書道史研究』第一号、八三―九三頁、一九九一年)

- (5) 以下、小徐本の引用は、祁喬藻本(『説文解字繫伝』中華書局、一九八七年)、大徐本の引用は、平津館本(『説文解字』世界書局、一九七九年)による。

- (6) 築島裕「高山寺蔵本「篆隸萬象名義」(前掲注2)五六八頁。

(7) 以下の本文の検討においては、「从」―「従」などの字体の異同は取り上げない。

(8) 二徐本の異同に関する諸家の見解の引用は、丁福保『說文解字詁林』一上、示部「齋」、四三―四四丁（台湾商務印書館、一九七六年）による。

(9) 段玉裁「汲古閣說文訂序」に「況今世所存小徐本、乃宋張次立所更定、而非小徐真面目。小徐真面目僅見於黃氏公紹鈞會舉要中」とあり、段注においても「此依鈞會所引。鈞會多據錯本、今錯本又非舊矣（一上、一部）」「注、今依鈞會所據小徐本、乃許書之舊也（七上、舛部「旛」注）など、しばしば『韻會』所引本による校訂を加えている。なお、中前千里『古今韻會舉要』に引く『說文解字』について（『漢語史の諸問題』三五八―三五九頁、京都大学人文科学研究所、一九八八年）は、『韻會』所引本を張次立の手が加わる前の小徐本であったとする段氏の見解について検討を加え、『韻會』所引本も張次立の校定を経たテキストであったことを明らかにしている。

(10) 『古今韻會舉要』の引用は、光緒九年十月淮南書局重刊本『古今韻會舉要』大化書局、一九七九年による。

(11) 中前千里「『古今韻會舉要』に引く『說文解字』について」『漢語史の諸問題』三四―三六頁、前掲注9)

(12) 『集韻』の引用は、北京図書館所蔵宋本『宋刻集韻』中華書局、一九八九年による。

(13) 周祖謨「唐本說文與說文旧音」『国立中央研究院歷史語言研究所集刊』第二十本、一九四八年、『問學集』下冊（中華書

局、一九六六年）再收）は、その第四章「唐本之訓釋及二徐本之優劣」において、「唐本之字次固不盡優於二徐本、然每字之訓釋則遠勝之矣。（中略）惟考之萬象名義玉篇及文選注玄應音義等書、唐本仍有譌誤、是以理而董之、疏記於下、且參校二徐、以明說文傳寫之源流云」と述べ、木部殘卷から二十一条を挙げて検討を加えた後、「以上所舉皆顯而易見者、可證唐本頗有脫誤矣。又小徐本之訓解與唐本相同者多、大徐本則不然、非由唐本則無以證明」と指摘し、さらに小徐本のみが唐本と合致し、しかもその本文が優れると見なされる例として、木部殘卷の「樞」料」と口部断簡の「昏」を挙げ、「然則二徐之優劣、不辯自明。段氏之注說文往往取小徐而屏棄大徐、非無故也」と結んでいる。

(14) 『篆隸萬象名義』の篆体および『說文』口部断簡については、拙稿『篆隸萬象名義』の篆体について―『說文解字』との比較を中心に―（前掲注4）、拙稿「唐写本『說文解字』口部断簡論考」『書学書道史研究』第十三号、四三―五三頁、二〇〇三年）参照。なお本章の論述については行論の便宜上、前稿と一部内容が重複する部分があることを断っておきたい。

(15) 口部断簡の検討は、平子尚『汲古留真』第壹「仿舊鈔本說文（畫報社、刊行年不明）、『中国書法名蹟』毎日新聞社、一九八二年）「8說文口部殘簡」、「古典籍下見展観大入札目録」（東京古典会、一九九八年）92篆隸字義断簡」による。

(16) 例えば、白川静『說文新義』卷八上、衣部「衣」〔白川静著作集 別卷 說文新義4』二〇〇二年、一六九四頁）は、段注

「楚金疑義篇、作字<sup>レ</sup>俞云、說文字體、與小篆有異。今人小篆作<sup>レ</sup>人、乃是變體求工耳」に対して、「卜文・金文の字形を以ていえば、段氏のいうところがむしろ變體求工の説である」と述べ、徐灝『說文解字注箋』に「古鐘鼎文、多作<sup>レ</sup>人、與小篆同體。上爲曲領、左右象袂、中象交衽。此象形文、明白無可疑者。許君蓋偶未審耳。段謂覆二人、則貴賤皆覆、穿鑿無當」というのは当然であり、「衣」は衣の襟もとを合せた形を象つたもので、小篆の形体が原形であるとす

る。

(17) 同様の状況は、「疑義篇」に掲げられた「說文字体」のうち長・康・イにも指摘される。

(18) 唐代の墓誌蓋については、『千唐誌齋藏誌』(文物出版社、一九八四年) 参照。

(19) 敦煌本篆書千字文は、五行断簡(p. 336-358)・七行断簡(p. 336-358)の二点がパリ国立図書館に收藏されており、両者とも同巻と見なされている。本資料については、『敦煌書法叢刊 第十八卷 碎金(一)』(二玄社、一九八三年)の図版および饒宗頤氏解説参照。

(20) 引用は『說文解字詁林』補遺・前編上・叙跋類十一、九七丁(前掲注8)による。